

国民年金だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町 3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

納め忘れはありませんか

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

平成25年度の国民年金保険料額は1カ月15,040円です。まだ納付がお済みでない場合は、お近くの金融機関、またはコンビニエンスストアなどで納付してください。納付書をなくした場合は、年金事務所に連絡すれば再発行できます。

免除申請の結果が一部納付だった場合は、その額を納めないとならないと未納になります。

免除・猶予申請について

国民年金は、所得が少なくときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

このような理由で納付が困難な場合は、市民課保険医療係または年金事務所に相談ください。何の手続きもせず、納付も

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
3月26日(水)
4月23日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



年金関係の届出について

国民年金加入者・受給者は、転居や氏名の変更などをした場合は、届け出をする必要があります。届け出は市民課保険医療係で行うことができますので、すみやかに手続きをしてください(転出の場合は、転出先自治体で手続き)。また本人が亡くなった場合は、家族が死亡届を提出してください。

国民年金保険料の免除申請の対象期間が拡大されます

保険料の免除には、全額免除・一部免除(3/4・半額・1/4)・若年者納付猶予・学生納付特例があります。今までは、1年単位(7月分)翌年6月分、学生納付特例は4月分・翌年3月分での申請しかできませんでしたが、平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できるようになります。

こんにちは

市民課
窓口です

引越しが
決まったら

市民課
市民窓口係
☎42・1191

必要なもの

- 1 本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)
- 2 須崎市から発行された資格者証(国民健康保険証・介護保険被保険者証・印鑑登録証など)
- 3 印鑑

手続きできる人

本人または同じ世帯の人(別世帯の人は委任状が必要)

外国人が海外へ出国する場合も手続きを行ってください。転出届は郵送でも行うことができます。

届出期間

引越しの前後2週間

須崎市内の引越しの場合は、引越しが終わってから「転居届」を行ってください。引越し前に受け付けることはできませんので、ご注意ください。

※詳しくは問い合わせいただくか、須崎市ホームページをご覧ください。